

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○県外の区域から家畜の移入を禁止する件	三七	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	三九
○県営土地改良事業計画を定めた件	三七	○土地改良事業の工事の完了について届出があった件	三九
○土地収用法により事業の認定をした件	三八	○随意契約の相手方を決定した件	三九
公 告		福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会	
		○審査の申立てについて裁決した件	三〇
		福 島 県 労 働 委 員 会	
		○あっせん員候補者として委嘱した件	三三

告 示

福島県告示第三百三十四号

口蹄疫のまん延を防止するため、福島県家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年福島県規則第四十七号）第三条の規定により、県外の区域から移入を禁止する家畜の種類及び移入を禁止する県外の区域を次のとおり指定する。

平成二十二年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 移入を禁止する家畜の種類
 - 牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし並びにそれらの死体又は家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 二 移入を禁止する県外の区域
 - 宮崎県内の次に掲げる区域

- 1 西都市のうち大字三宅の一部（鶴山、仏久保、熊野田、池廻、長田、市ヶ藪、川ノ上、土藪、大形、松之内、東川久保、西川久保、先鶴、鳥子出口、塚西、上土之使、鳥子橋元、竹之脇、最所畑及び清水前）、大字清水の一部（松崎、明分、大藪、谷

- 川、寺迫、慶久原、二月田、朝拝平、仙教、樺木下、宮川、坂本、泉加坪、乾面、桜町、上高田、大畑、狭間、長池、川除、下高田、溝下、大井手、大内田、川向、芳畑、札畑、八ヶ久保、朝喰、大畑、大尾田、松崎及び大藪）、大字岡富の一部（西ノ前、八ノ窪、桑木畑、西川ノ上、西ノ窪、竹ノ花、西屋敷、四日市、田窪、九榎園、藏之向、下藪太郎、土ノ口、下中嶋、延命寺、上中嶋、上藪太郎、船倉、後藤地、瀬口、船倉下、仲川原、尾崎及び宮ノ前）、大字黒生野の一部（古川、藏向、高屋敷、西ノ藪、高藪屋敷、明ノ前及び石原）、大字三納の一部（宮田、松本、羽子田、芦町、田中、前田、笠原、西久保、笠原川原、今別府、下島鶴、片山、弓立田、白坪、永野原、岸見廻、堂園、永野、二反田、松廻、樺木廻、池内、水喰、住吉廻、上島鶴、鴨目、上寺廻、下寺廻、赤目、赤目川原、札立、盛、長谷場、長谷場原、野久尾原、法蓮寺、弓場元、下鶴之寺、赤目外川原、下川原、川上、田良木、長谷畑、高三納、杉ノ元、平城、山神下、浦田、上浦田、長園原、内之野、釘野、坊屋舗、下城下、下屋舗、獅子堀、師匠田、丸山、草牟田、和泉、高三納下及び戎田）、大字平郡の一部（宮ノ下、天神免、高三納、尾能田、江子田及び新開）及び大字鹿野田の一部（茶園藪、馬場、中島、田久保、請関、鶴崎、和田、河久保、瀬下、葛廻、九反竿、継母、戎田、井之尻、屋敷下、中鶴、萱野、森田、老反九歩、大安寺畑、新田、中村、東明田、幸納、島崎、深長、屋敷向、六反田、月輪、宮園、向鶴及び押通）
 - 2 児湯郡新富町のうち大字上富田、大字下富田、大字新田、大字伊倉、富田、富田北、富田西、富田東及び富田南
 - 3 えびの市全域
 - 4 小林市のうち東方の一部（オカラキ、桃木野、大迫、長迫、坂ノ下及び雲雀野）、真方の一部（高山、北二原、柞別府、尾竜迫、中二原、上二原、下二原、東二原、瀬ノ口、木切倉、山澄、萩谷、新田場、浜ノ瀬、吉丸、入道、小坂ノ本、川崎、松ノ元、中嶋、大豆別府、榎田及び山宮を除く。）、北西方の一部（横峯迫を除く。）、細野の一部（山中前のうち木場田川の南及び温河ノ上を除く。）及び南西方の一部（ダラガ迫、山仁田及び西木場を除く。）
 - 5 西諸県郡高原町大字広原の一部（大迫、今房尻及び今房）
- （畜産課）

福島県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、三春南部地区に係る県営の基幹水利施設ストックマネジメント事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間

平成二十二年五月十二日から
同 月三十一日まで (二十日間)
三 縦覧の場所
田村郡三春町役場

(農村計画課)

福島県告示第三百三十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十二年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 起業者の名称

社会福祉法人 心愛会

二 事業の種類

小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活援助事業所(仮称)ハー

モニ―磐梯施設整備事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

収用の部分 福島県耶麻郡磐梯町大字磐梯字山道地内

使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活援助事業所(仮称)ハーモニ―磐梯施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業であり、法第二十三条第二号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、本件事業について理事会の承認を受けていること、福島県内において複数の施設の運営実績があること、及び磐梯町において本件事業に係る補助金の予算措置を講じていることから、本件事業を施行する能力を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

磐梯町においては、昭和五十年には十一・九パーセントだった高齢化率が平成二十年には三十・三パーセントと、高齢化率が急速に進行しており、介護保険サービスの充実を図るとともに、介護を要する状態にならないための介護予防や生活支援の推進を図るため、平成二十一年三月に磐梯町高齢者福祉計画・磐梯町介護

保険事業計画を策定し、当該計画において、平成二十二年度下半期から地域密着型の小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護のサービス提供開始を計画している。

また、起業地の存する磐梯町の高齢化率は平成二十年十月一日現在において三十・三パーセントと、県の平均の二十四・二パーセントと比較して非常に高い状況にあるにもかかわらず、現在、磐梯町には地域密着型サービス事業所がない状況にある。

本件事業は、磐梯町高齢者福祉計画・磐梯町介護保険事業計画に基づき、要介護等の認定を受けた高齢者が今までの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるように、通いを中心訪問や宿泊を組み合わせて二十四時間切れ間なく介護サービスを受けることが可能となる小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者が家庭的な雰囲気の中で共同生活を営むことにより、認知症の進行が防止できる認知症ケアサービスを受ける認知症対応型共同生活援助事業所を整備するものであり、本件事業の完成により地域密着型サービス事業所のない磐梯町に要介護や認知症の高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを支援する拠点施設を設置することができる。

(二) 失われる利益
したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成二十二年二月に任意で実施した調査によると、本件事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)等により起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動物植物は見受けられない。

また、本件事業地内の土地においては、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

(三) 事業計画の合理性
したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

本件事業の起業地については、磐梯町内において三つの候補地を選定したうえで比較検討が行われており、平坦地で造成の必要がないこと、多目的広場を確保することができることなど、社会的、機能的、経済的観点から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業計画は、施設的位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる公共の利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、起業地の存する磐梯町は、県の平均と比較して高齢化率が非常に高い状況にあるにもかかわらず地域密着型サービス事業所が設置されていない。

また、磐梯町では、磐梯町高齢者福祉計画・磐梯町介護保険事業計画を策定し、当該計画において、平成二十二年度下半期からの小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に係るサービス提供開始を計画している。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

以上ことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所 磐梯町役場町民課 (土木総務課用地室)

公 告

公告第二百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

只見町土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 佐藤 孝輝 南会津郡只見町大字小林字下照岡四七五番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 栗木 豊 南会津郡只見町大字小川字下々平八四七番地

(農村計画課)

公告第二百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の完了について届出があった。

平成二十二年五月十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良事業を行う者の名称	地区名	土地改良事業の種類	施行認可年月日	工事の完了年月日
郡山市	東上ノ台	基盤整備促進(農道)	平成二十二年六月二八日	平成二十二年三月二四日
鏡石町	小栗山	基盤整備促進(農道)	平成二十二年六月二四日	平成二十二年三月三〇日
古殿町	泥ノ草	基盤整備促進(農道)	平成二十二年六月一八日	平成二十二年二月一六日

(農村計画課)

公告第208号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける河川流域総合情報システムの保守点検業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第一項の規定により公告する。

平成22年5月11日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
河川流域総合情報システムの保守点検業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
49,875,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(土木総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十三号

平成二十一年十月二十五日執行の会津美里町長選挙における選挙の効力に関し、大沼郡会津美里町吉田字村中乙二百十一番地長嶺力から提起された審査の申立てについて、平成二十二年四月二十六日次のとおり裁決した。
平成二十二年五月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

裁 決 書

審査申立人

住所 大沼郡会津美里町吉田字村中乙二百十一番地
氏名 長嶺 力

右記審査申立人から、平成二十二年二月一日付けで提起された平成二十一年十月二十五日執行の会津美里町長選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てについて、福島県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

審査申立人(以下「申立人」という。)は、平成二十一年十月二十五日執行の会津美里町長選挙(以下「本件選挙」という。)について、同年十一月五日付けで会津美里町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対し、選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、町委員会は、平成二十二年一月十五日付けで棄却の決定をした。申立人は、これを不服として、当委員会に対し、本件選挙を無効とする裁決を求めるものである。

その理由として主張するところを要約すれば、次のとおりである。

一 公職選挙法はその第百条において無投票当選を規定しているが、無投票では、憲法前文に規定する、主権の存する選挙民によって正当に選挙された代表者ということではないことから、公職選挙法第百条は憲法前文に違反するおそれがある。

二 本件選挙は無投票になったが、その背景には不逞の輩の策動があったことは公然の秘密である。

三 町委員会は、公職選挙法に基づき積極的な啓発活動を行う責務があるが、その責務をほとんど果たしていない。

裁決の理由

当委員会は審査の申立てを受理し、申立人からの申立てにより口頭の意見陳述の機会を与え、審理した結果は次のとおりである。

なお、右口頭の意見陳述の機会については、平成二十二年四月十五日にその機会を設定したが、申立人は、電話及び文書で出席しないことを当委員会に断つたうえで欠席した。

およそ選挙の効力に関する争訟において、選挙が無効とされるのは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定により、選挙が「選挙の規定に違反する」ことがあり、かつその違反が「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」に限られている。

この「選挙の規定に違反する」とは、主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反することがあるとき、又は直接このような明文の規定は存在しないが法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解されている。

次に、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち、候補者の当落に現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきであるとされている。

このような見地から、当委員会は、申立人の主張する理由が本件選挙を無効とする場合に該当するか否かにつき、順次検討を加える。

一 申立人の主張一について

選挙が無効とされるのは、前述したように、選挙が「選挙の規定に違反」して行われた場合であるが、無投票当選については、法第百条において、一定の要件のもとに無投票当選となる旨明記されており、選挙が無投票当選となったからといって直ちに選挙の規定に違反するというものではないことは明らかである。したがって、この場合、選挙が無効となるのは、無投票当選に至る一連の選挙管理執行において選挙の規定に違反することがあり、その結果無投票当選となった場合に限られることになる。

しかし、この点に関し申立人からは、何ら具体的な事実の主張がなく、申立人の主張は認められない。

二 申立人の主張の二について

申立人の主張は、具体的な事実の主張がなく、認められない。

三 申立人の主張の三について

法第六條の選挙に関する啓発周知に関する規定は、選挙に関する効力的規定とは解されないことから、申立人の主張は認められない。

以上のとおり、本件選挙は選挙の規定に違反するものとは認められないことから、申立人の主張は、いずれも理由がなく認めることができない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成二十二年四月二十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

福島県労働委員会

公告第二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十二年五月十一日

福島県労働委員会
会長 本 田 哲 夫

氏 名	現 職	前 歴	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授		平成20年6月24日
菅家 節子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		同
新聞 文雄	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
箱木 禮子	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学名譽教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類教授	同
本田 哲夫	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
影山 道幸	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県連合会会長	日本労働組合総連合会 福島県連合会事務局長	同
富永 信明	福島県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟福島県支部長	UIゼンセン同盟山形 県支部長	同
樋口 正	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県	日本労働組合総連合会 福島県連合会事務局長	同

平野 準一	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県連合会参与	東北電力労働組合福島 県本部委員長	同
渡邊いづみ	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県連合会副事務局長	UIゼンセン同盟福島 県支部常任	平成21年10月27日
唐橋幸市郎	福島県労働委員会使用者委員 ほまれ酒造株式会社代表取締役社長		平成20年6月24日
佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務理事	福島県経営者協会連合 会事務局長	同
鈴木 安利	福島県労働委員会使用者委員 いわき経営者協会顧問	株式会社クレノ環境相 談役	同
福井 邦顕	福島県労働委員会使用者委員 日本全業工業株式会社代表取締役会長	日本全業工業株式会社 代表取締役社長	同
森岡 幸江	福島県労働委員会使用者委員 株式会社辰巳屋代表取締役社長	株式会社辰巳屋専務取 締役	同
今泉 秀記	福島県労働委員会事務局長	商工労働部政策監	平成22年4月27日
安藤 徹	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	いわき地方振興局次長 兼地域連携推進室副室長	同
長谷川 寛	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	相双教育事務所次長兼 総務社会教育課長	同
近藤 芳行	福島県県北地方振興局企画商	原子力安全対策課主幹	同

	工部長	兼副課長	
二瓶 正浩	福島県中地方振興局企画商工部長	生活環境部主幹兼生活環境総務課副課長	同
齋藤 弘子	福島県南地方振興局次長兼地域連携室副室長兼企画商工部長	国際課長	同
塚原 啓史	福島県会津地方振興局企画商工部長	労働福祉技術振興グループ主幹	平成20年4月22日
小椋 正	福島県南会津地方振興局次長兼地域連携室副室長兼企画商工部長	税務課長	平成22年4月27日
鈴木 文男	福島県相双地方振興局次長兼企画商工部長	出納局参事兼審査課長	平成21年4月28日
関根 宏幸	福島県いわき地方振興局次長兼地域連携室副室長兼企画商工部長	雇用労政課長	平成22年4月27日